

議案第24号

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例

幕別町修学支援資金条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

在学する高等学校等の課程	給付額	
	公立高等学校	私立高等学校
通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円
通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。